

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成29年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成29年12月6日（水） 午後7時から午後9時まで
開 催 場 所	301会議室（市役所3階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、宮崎 正巳、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 指田 登生、三條 治、山内 立行、齊藤 直人 公益代表 沖野 清子、宮崎 文永、田代 芳久、靫山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：なし 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国民健康保険グループ）、保険年金課主任（同グループ）
報 告 事 項	なし
議 題	(1) 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について ア 会長選挙について イ 会長代理選挙について (2) 諮問事項の検討について 「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」 (3) その他
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1-1 国民健康保険運営協議会における関係法令の抜粋 ・ 資料1-2 国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 資料2-1 国民健康保険制度改革の概要 ・ 資料2-2 平成30年度国民健康保険税率等について ・ 資料2-3 国保税率改定試算表 ・ 資料2-4 モデルケース別影響額 ・ 別紙1 30年度仮係数に基づく納付金額 ・ 別紙2 30年度仮係数に基づく1人当たり保険料額 ・ 別紙3 30年度仮係数に基づく標準保険料率
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)ア：会長「公益代表 宮崎委員」に決定した。 議題(1)イ：会長代理「公益代表 田代委員」に決定した。 議題(2)：事務局から提示された3パターンの税率改正案については慎重に審議をする必要があると判断したため、詳細については次回の会議において審議することとし、資料における不明点については各自事務局に問い合わせることとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	(市民部長)～挨拶～ (市長)～委嘱書の交付、挨拶～ (市民部長)～委員の紹介と事務局職員の紹介～ ※会長を選出するまでの間、岡本委員に仮議長をお願いする。 議題（1）武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について ア「会長選挙について」 【事務局説明要旨】 (保険年金課長) 国民健康保険運営協議会の設置は、国民健康保険法第11条第1項で規定されており、ただ今、議題となっている会長の選挙については、国民健康保険法施行令第5条で規定されている。 協議会には、会長と、会長に事故がある時に会長の職務を代行する会長代理が

置かれ、いずれも、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されることになっている。

選挙の方法については、投票による方法や指名推薦による方法などが考えられるが、特に選挙方法に関し、この方法でなければならないといった規定はない。

過去の会長選挙の方法については、会長は、公益代表の委員の中から選任することとなっていることから、公益代表の4人の委員で協議し、その結果をもって指名推薦の上、委員全員の意見を聞き、会長を決定する方法がとられている。全委員で選挙の方法について協議してから、会長の選任をお願いしたい。

【質疑・意見等】

(委員)

質疑等なし。

(仮議長)

質疑なしと認める。選挙の方法については指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(仮議長)

異議なしと認める。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定した。指名の方法については公益代表委員全員で協議し、その中の代表者から指名することにする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(仮議長)

異議なしと認める。よって、指名の方法は、公益代表委員全員で協議し、その代表者から指名することに決定した。それでは、公益代表委員は、休憩中に別室で協議をお願いする。

〈休 憩〉

※休憩中、別室にて協議を実施した。

(仮議長)

休憩前に引き続き会議を開く。公益委員を代表し、田代委員に会長候補の指名を求める。

(田代委員)

宮崎委員を指名する。

(仮議長)

田代委員が指名したとおり、宮崎委員を会長の当選人としたい。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(仮議長)

異議なしと認める。よって、宮崎委員が会長に当選された。これをもって、会長と交代する。

(会長)

本協議会の会長に就任することになった。平成30年度からは国民健康保険制

度の大きな改革があるため、事務局から示される説明に基づき皆様に御検討をよろしくお願ひしたい。

まず、会議録署名委員であるが、武蔵村山市国民健康保険運営協議会運営規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として、岡本委員、保険医代表として、齊藤委員、公益代表として、沖野委員を指名する。

イ「会長代理選挙について」

(会長)

選挙の方法については会長選挙と同様に指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。指名の方法は会長からの指名とする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。田代委員を会長代理に指名する。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。

議題（２）諮問事項の検討について

「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」

(会長)

次に、議題（２）「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」であるが、事務局から説明をお願いする。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

資料2-1に沿い、国民健康保険制度改革について、制度改革の背景、制度改革後の市町村・都道府県の役割、制度改革後の財政運営方法、国民健康保険事業費納付金の算定方法、制度改革に伴う保険税の激変緩和について説明した。

続いて、都道府県が定める国民健康保険運営方針について、趣旨、市町村・都道府県の役割、医療費と国民健康保険財政の見通し、標準保険料率等の算定方法、保険税の徴収の適正実施、保険給付の適正実施、医療費適正化、都道府県化後の事務の広域的・効率的な事務及び保健医療サービス・福祉サービスに関する施策と連携とその実施方法について説明した。

続いて、国民健康保険制度改革の新制度に向けたスケジュール案について説明した。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

(委員)

市町村によって所得の差があるが、都が市町村統一の保険料率を算定することになるのか。

(保険年金課長)

自治体ごとに状況が異なるため、統一の保険料率を示す予定はない。都から示される標準保険料率を参考に、前年度までの保険料率等を踏まえ、各自治体において条例で定めることになる。

(委員)

武蔵村山市は他市に比べて所得が低い、所得が低い市町村の負担が増えることにはならないと考えてよいか。

(保険年金課長)

現在都から示されている納付金額の考え方としては、62区市町村で所得を分配するものとなっている。所得割に関しては、本市においては比較的負担が少ないものとなっており、23区の方が比較的負担が大きくなっている。

(委員)

国保運営方針に対象期間が平成30年4月から平成33年3月までとあるが、本運営協議会で税率を決めた場合には、その税率は3年間限りとして運営していくのか。

(保険年金課長)

国保運営方針の対象期間は、先ほど委員の示した3年間であるが、税率については、毎年の医療費水準・収納率を基に都が算定する事業費納付金を基にした標準保険料率が示されることとなっている。

(委員)

税率の検討は、毎年行う必要があるということによいか。

(保険年金課長)

毎年行う予定である。

(会長)

武蔵村山市は、財政健全化計画を策定する予定であるか。

(保険年金課長)

国の定める赤字である「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」及び「繰上充用金の増加」に関する対応を行っている自治体が、赤字のある自治体となり、本市においても例年多額の法定外繰入を行っているため、財政健全化計画を策定する必要があると考える。

(会長)

一般会計からの繰入金を減少させる方向で本協議会では税率の検討を行ってきたが、一般会計からの繰入金が無くなった場合には、財政健全化計画を策定する必要はないのか。

(保険年金課長)

策定する必要はないと考える。

(委員)

相互扶助の概念は国民健康保険法からなくなったはずだが、なぜ国保運営方針で示されているのか。意見としてあげておく。

次に、赤字解消・削減の取組について述べる。一般会計からの法定外繰入を赤字と称して計画的に削減を行うこととされているが、赤字という名称には悪意を感じる。東京都は全国の法定外繰入の約30パーセントを占めており、全国的に見て大きい数値となっている。法定外繰入を行っている自治体に対して都道府県が圧力をかけ、同時に医療費の抑制、収納率の向上、保険税率の引上を行わせることで、被保険者の負担を増加させるものとする。国保制度改革の趣旨である、国保の構造的課題の解決にはならないと考える。これも意見としてあげておく。

次に、国からの本係数が12月28日に提示され、それを受けて都が事業費納付金・標準保険料率を決定し、1月に市町村に提示することとなっているが、1

月中旬又は下旬に本運営協議会の答申をだすというスケジュールは、審議の時間が短いのではないかと。

(保険年金課長)

時間が短いという点については認識している。本運営協議会は12月25日にも開催予定であり、可能な限り審議の時間を確保したいと考えている。しかし、3月に行われる議会においても税率等を審議しなければならないため、現行のスケジュールで御理解・御協力賜りたい次第である。

(委員)

今回の制度改革について、市民説明会、パブリックコメントは考えているか。

(保険年金課長)

現在においては、考えていない。

(委員)

今後考えることもあるか。

(保険年金課長)

今後においても検討する予定はない。

(委員)

市民への制度改革後の簡易的な説明会だけでも開催すべきではないか。

(保険年金課長)

この度の制度改革については、財政運営に関する改正が大半を占めており、市民への影響は小さいと考えるため、開催は考えていない。また、本年の保険証の一斉更新の際に、制度改革についてのリーフレットを同封することで、被保険者への周知を行っており、今後も同様の方法等を用いて周知を図っていきたいと考える。

(委員)

平成30年4月から平成33年3月という対象期間は、何の対象期間なのか。

(保険年金課長)

東京都が策定する国保運営方針そのものの対象期間である。

(委員)

激変緩和の説明に用いられている図は、本市の数字を用いた図であるのか。また、5年間の激変緩和期間経過後は、市町村で負担するようになるのか。

(保険年金課長)

激変緩和の図は、東京都全体の数字を用いた図である。激変緩和は、自然増に1パーセントを足した割合を超えた場合にとられる緩和措置であり、本市においては、資料2-2に示したとおりとなっている。

(会長)

他に質疑等がないため、質疑なしと認める。引き続き、事務局に説明をお願いする。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

資料2-2に沿って、平成30年度仮係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果について、本市における国保事業費納付金及び標準保険税率を示した上で、本市の税率等と比較しつつ説明した。

続いて、国保制度改革後の税率改定の検討事項について、応能・応益割合の算定基準、課税方式の変更及び法定外繰入の削減について、これまでの経過と併せて説明した。

続いて、資料2-3に沿って、3種類の税率改定パターンについて、後期高齢者支援金分・介護納付金分については改定しない旨を述べた上、各パターンの考え方及び改定前後の調定額等の比較内容について説明した。

〈休憩〉

(会長)

休憩前に引き続き、事務局に説明をお願いする。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

資料 2 - 4 について、モデルケースごとに、資料 2 - 3 における 3 パターンの税率で改定した場合の改定後の増加率等について説明した。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

(委員)

本協議会で検討する事項は、事務局から示された 3 パターンの改定案についての検討ということによいのか。

(保険年金課長)

3 パターンの改定案を基に検討していただきたいと考える。

(委員)

今月国から示される本係数に基づく数値と、現在示されている仮係数に基づく数値には、大きく差があると考えるか。

(保険年金課長)

本係数は、診療報酬改定及び公費の影響によって数値が変わる可能性があると考え。一回目の仮係数と二回目の仮係数の状況から鑑みると、本市においては本係数で大きな差が出るとは考えていないが、診療報酬改定及び公費の影響の程度が予測できないため、今後検討していく必要がある。

(委員)

今回お示いただいた事項については、内容について理解に時間を要すると考えられるため、各自検討する時間をいただき、その後具体的な検討を行ってはどうか。

(保険年金課長)

今回は案の提示のみとし、次回の運営協議会において具体的な意見等をいただきたいと考える。また、次回の運営協議会までの間、資料等における不明点については、個別に事務局に質問していただきたい。

(委員)

激変緩和後の国保事業費納付金の算定額が約 2 4 億円となっているが、示された 3 パターンのいずれの調定額、法定外繰入とも異なる数値となっている。この数値の差については、どのように理解すべきか。

(保険年金課主査)

法定外繰入については、単に事業費納付金及び税の調定額のみで算出しているものではなく、事業費等のその他の歳入歳出を含めて算出しているものであるため、別個に捉えて御理解いただきたい。

(会長)

資料に示されている 2 4 億円という国保事業費納付金の額には、法定繰入として一般財源に入る額も含まれているのか。

(保険年金課主査)

低所得者軽減等をした場合の法定繰入等も含んだ上で、なお不足する部分が法定外繰入ということになる。

(会長)

他に質疑等がないため、質疑なしと認める。次に、議題 3 「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(保険年金課長)

次回の会議の開催日程は、先に委員の皆様にお伺いしているとおり、1 2 月 2 5 日 (月) の午後 1 時 1 5 分から、3 0 1 会議室で行いたいと考えているが、よろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

	<p>議題については以上。次回は12月25日(月)午後1時15分から開始とする。場所は、市役所301会議室である。</p> <p>(委員) 本運営協議会は、本年度は何回開催する予定か。</p> <p>(保険年金課長) 次回25日には、本日お示しした税率改定案について具体化したいと考えている。開催回数は、3回又は4回と考えている。</p> <p>(委員) 3回だとすると、1月に行う会議で答申をだすということか。</p> <p>(保険年金課長) 3回目で決定であれば、答申をだしていただきたい。</p> <p>(委員) 標準保険料率の決定は、早く行われたいのか。</p> <p>(保険年金課主査) 12月28日に国から算定方法の確定係数が都に示された後、都が東京都全体の医療費の推計等を行い、各区市町村に配分する必要があるため、早くとも年明けにしか提示されない。都から区市町村に示される本係数に基づく事業費納付金及び標準保険料率を基に、事務局が今回示した税率改定案への影響を精査し、委員の皆様にも再度提示する予定である。</p> <p>(委員) 都からの事業費納付金及び標準保険料率の提示がない段階で本運営協議会において検討する必要はあるのか。</p> <p>(保険年金課長) 最終的な事業費納付金及び標準保険料率に基づき決定することになるが、市としてのスケジュールを考え、現時点の情報に基づき可能な範囲で検討していただきたいと考える。</p> <p>(委員) 事務局としては、ある程度予測ができていているということか。</p> <p>(保険年金課長) 予測は困難であり、不明点が多いため、判明次第お知らせしたい。</p> <p>(会長) 他に質疑等がないため、これにて、平成29年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する</p>
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由()	傍聴者： 1 人
-----------------	--	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課(内線：132)
-------	-------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 _____ 印

被保険者代表委員 _____ 印

保険医等代表委員 _____ 印

公益代表委員 _____ 印